

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを受ける皆様へ

- ◎ 医師以外の方で**あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを業として行うためには、国家資格が必要である**ことをご存じですか？
- ◎ 現在、健康の保持や病気の予防・治療などのために手技療法などによる様々なサービスを提供する事業者が増えています。
- ◎ これらの中には、**国家資格である「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」と**、いわゆる整体、カイロプラクティック、リラクゼーション、足裏マッサージなど国家資格制度がない者がおり、利用者の方が国家資格の有無を見分けづらいという声があります。
- ◎ このため、厚生労働省では、国家資格を持っているか見分けることができるよう都道府県を通じて施術所に対し資格情報の掲示などをお願いしています。
平成 28 年 4 月からは、**国家資格を保有していることを示すため、厚生労働省が(公財)東洋療法研修試験財団に依頼して「厚生労働大臣免許保有証」を発行しています。**

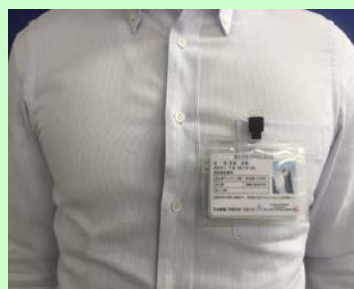
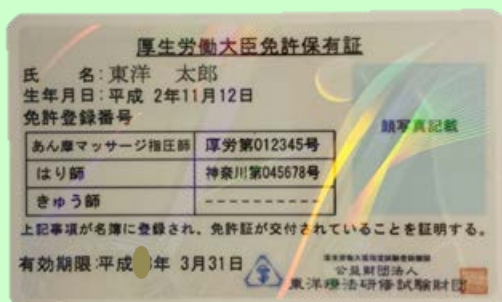
◎施術者が国家資格を持っているかの確認のポイント

施術所の外で確認できるもの

- (1) 施術所の看板等に国家資格を有する者であることの記載がある

施術所の中で確認できるもの

- (2) 施術所内に①保健所に届け出た施術所であることの記載、②免許証又は免許証の内容(資格、氏名、施術者登録番号(又は免許登録番号))を記載した書面の掲示がある
- (3) 施術者がネームプレート(厚生労働大臣免許保有証)を着用している
※(2)につきましては、各地域で様式が異なることがあります。



◎健康保険(療養費)の適用について

- ・**健康保険(療養費)は、国家資格の保有者でなければ対象となりません。**
- ・国家資格の保有者のいる施術所であっても、実際に施術行為をした者が国家資格の保有者でない場合は、健康保険(療養費)の支給対象とならないのでご注意ください。

◎照会先

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関するご相談などは、最寄りの保健所などにご連絡下さい。
- ・厚生労働省大臣免許保有証に関するご照会は、(公財)東洋療法研修試験財団(電話:03-3431-8771)にご連絡下さい。



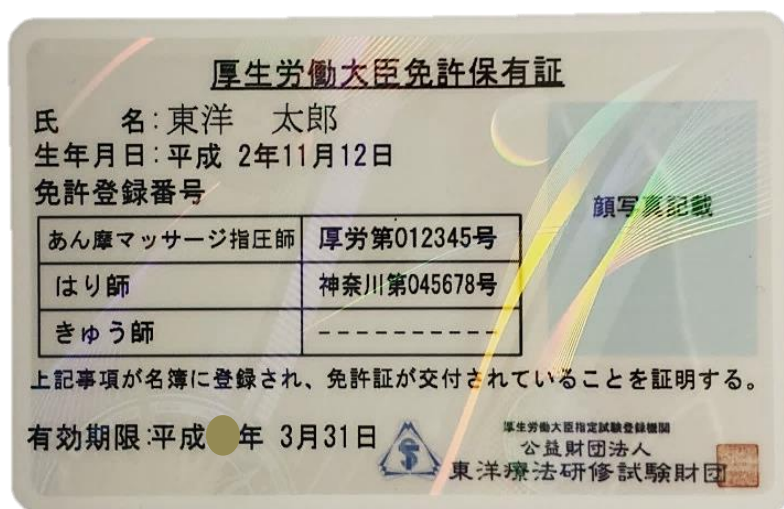
厚生労働省

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が

平成28年4月から

「厚生労働大臣免許保有証」を携帯します。

「厚生労働大臣免許保有証」は、
国家資格を保有していることを示すための
携帯用のカードです。



(大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。)

【参考】厚生労働省医政局医事課 法令・通知等 (平成18年11月27日)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

医師以外の方が、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所等において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)においては、柔道整復師免許を受けなければならないと規定されており、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、同法により処罰の対象になります。

あん摩マッサージ指圧及び柔道整復等の施術を受けようとする皆様におかれましては、こうした制度の内容を御理解いただき、有資格者による施術を受けていただきますようお願いいたします。



厚生労働大臣指定登録機関
公益財団法人 東洋療法研修試験財団